



Weekly 第86号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。今週号は2018（平成30）年12月10日（月）～同月16日（日）までの1週間です。詳細は厚生労働省のHP等で確認してください。**赤字は重要ニュースです。**

■経済財政諮問会議 「新改革工程表」原案まとめる（12月10日）

政府の経済財政諮問会議は「経済財政再生計画工程表2018」の原案をまとめた。31～33年度の3年間を経済財政の「基盤強化期間」と位置付け、社会保障制度では給付の適正化や地域差の是正、生産性の向上などを目指す。介護関係ではシニアや看護助手、介護ロボットなどの活用を促す。特養の関連では、生産性向上の観点から「介護・看護職員の人員ベースでの効率化」や「社会福祉法人の規模拡大」（統合や合併）などを盛り込んだ。

■ケアマネ試験の合格者、合格率、ともに過去最低（12月11日）

厚労省は30年度の介護支援専門員実務研修受講試験の結果を発表した。受験者数4万9333人、合格者4990人、合格率10.1%で、いずれも過去最低だった。受験資格が厳格化されたことや研修時間の増加などが影響したとみられている。

■給付費分科会 新加算案と消費増税対応案を大枠で了承（12月12日）

＝12月13日発行「推進協ニュース」臨時号に概要を掲載

第166回介護給付費分科会は、厚労省が提示した「新処遇改善案」と「消費増税対応案（31年度介護報酬改定の方向案）」を大枠で了承した。▽「経験・技能のある介護職員」を重点に総額2000億円を新加算（2段階）で配分する。配分は事業者の裁量とするが、「経験・技能のある介護職員」のうち最低1人は「月8万以上の昇給」または「年収440万円以上」とすることなどをルール化する。▽消費増税の影響分を基本報酬や加算に上乗せし、支給限度基準額、補足給付、基準費用額（食費、居住費）を引き上げる。負担限度額は据え置き。福祉用具貸与は上限額を見直す。

■技能実習生174人が死亡 8年間で、法務省の集計（12月13日）

法務省の集計によると、22～29年までの8年間に外国人技能実習生174人が病気や事故（労災かどうかは不明）、自殺などで死亡した。一方、厚労省の集計によると、19～29年までの10年間に外国人労働者125人（技能実習生数は把握していない）が労災で死亡した。（注）両省が別々に集計し、データのすり合わせはしていない。

■与党、税制改正大綱を決定 消費増税対策が柱（12月14日）

自民、公明両党は31年度与党税制改正大綱をまとめた。来年10月1日の消費税引き上げの影響を考慮し、軽減税率を導入するほか、自動車と住宅の減税措置を拡大する。